

2020年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえた当社の取り組みについて

大多喜ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方々や生活に影響を受けている方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで社内に対策会議を設置し、お客さまや当社従業員の健康と安全を最優先に、エネルギーの安定供給・保安の確保に最大限努めるために必要な対策を講じてまいりました。

この度、4月7日に政府より発令されました緊急事態宣言を踏まえ、現在の当社の取り組み状況をお知らせさせて頂くとともに、今後も適宜必要な対策を講じることでお客さまのご要望にお応えしながら、エネルギーの安定供給・保安の確保に努めてまいります。

何卒、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お客さま向け業務に対する取り組み】

下記(1)、(2)の作業については、作業員は原則として出社前の検温を実施し発熱がないことを確認したうえで出社し、作業時にはマスクを着用して従事いたします。

(1) お客さま宅での保安作業等

- ①ガス設備定期保安点検（法令に基づき4年に一度実施します。）
 - ・室内に立ち入る作業がある場合は、お客さまにお伺いし、ご了解を得たうえで行います。
- ②ガス機器給排気設備再調査（法令に基づき不備の発見から6ヶ月以内に実施します。）
 - ・室内に立ち入る作業がある場合は、お客さまにお伺いし、ご了解を得たうえで行います。
- ③ガスメーターの定期取替え（法令に基づき7年または10年に一度実施します。）
 - ・原則として、一般のご家庭の場合、室内へ立ち入ることはありません。

(2) お客さまからのご要望に基づく業務等

- ①ガス開閉栓作業（法令に基づきガスの使用開始にあたり実施するガス設備点検・ガスメーターの開通作業、ガスの使用停止にあたり実施するガスメーターの閉止作業です。）
- ②ガス機器の取り付け・修理作業
- ③都市ガス警報器または住宅用火災警報器の取り付け・交換作業等
- ④メンテナンスサービスに伴う点検作業等

(3) 料金関連等

一定の要件を充たしたお客さまに対しては、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、同年3月検針分のガス及び電気料金の支払い期限の延長を実施しています。詳細は下記リンク先をご覧ください。

<http://www.otakigas.co.jp/topics/tokubetsusochi20200319.pdf>

(4) イベント活動等

- ①料理教室を当面の間、中止としています。
- ②ショールームで行うイベント等についても、当面の間、中止としています。
- ③当社サービスショップでの販売等に係るイベント等についても、当面の間、中止としています。

【当社の保安体制・従業員に関する取り組み等】

(1) 保安体制等について

エネルギーの安定供給や緊急保安業務に携わる従業員については、分散された拠点に配置されており、万が一の感染者の発生に備えております。

(2) 従業員に対する取り組み等

- ①国や自治体の要請を遵守し、不要不急の外出を控え、いわゆる3密を避けるよう、周知・徹底しています。
- ②出社前に体温測定を行い、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合は、会社を休むこととしています。
- ③会社への通勤については、公共の交通機関を使用せず、自家用車を使用することを原則としています。
- ④従業員の状況に応じて、時差出勤を実施しています。
- ⑤大人数の会議や出張については、不急・代替可能な場合は中止としています。
- ⑥その他、マスク着用や手洗いの励行等、可能な限り、感染拡大の防止に努めています。

以上